

## 第二次東大和市緑の基本計画（素案）に対する意見書【東大和市回答】

			【所 属】	環境局		
NO	局名	P	指摘箇所	都意見		市回答
				修正意見	参考意見	
1	環境局	58	(1) 2 緑地保全制度の継承 本文5行目「自然公園法」		(意見と言う程ではありませんが) 都立自然公園条例にも係るため「自然公園法等」などではいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。

第二次東大和市緑の基本計画（素案）に対する意見書【東大和市回答】

			【所属】	都市整備局		
NO	局名	P	指摘箇所	都意見		市回答
				修正意見	参考意見	
1	都市整備局	17	第4 緑と水の現況と課題 1 緑と水の現況		未整備の都市計画公園（東砂、立野窪）は完成しないと誘致距離がクリアできない（P18）ため、何かしらの姿勢を示すべきである。	未整備の都市計画公園については、P72「29 多様な緑の空間の配置」において、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（平成23年）」の今後の改定に合わせた検討を行うこととしています。
2	都市整備局	18	第4 緑と水の現況と課題 1 緑と水の現況		公園の空白地帯には、生産緑地の公園化や市民緑地認定制度の活用を検討してほしい。	生産緑地の活用については、P68「18 生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定と活用」において、市街地の貴重な緑地空間である農地を保全するとともに活用（公園や市民農園等）に努めていくこととしています。また、市民緑地認定制度については、P70「22 空き地等の活用による公園緑地の創出」において、市民緑地認定制度を活用し、公園と同等の公開された緑地空間を創出する取組みを検討を行うこととしています。
3	都市整備局	74	36 幹線道路の歩道整備		「幹線道路の新設や拡幅に合わせ～」とありますが、幹線道路には都道も含まれているイメージがお聞かせください。	本計画の具体的な取組みの主体は市であり、市道が対象になります。なお、本計画では、特に都に取り組みをお願いしたい項目については、「都へ要請」と記載していますが、本項など、この記載がない項目についても、可能な限り、取り組んでほしいと考えています。
4	都市整備局	74	36 幹線道路の歩道整備		4種1級もしくは2級の道路は、総幅員が決まっている場合、構造令上歩道の入る余地は限られることになるとは思います。また、「広幅員の歩道の確保に努め」とはどういったイメージでお考えなのかをお聞かせください。	「広幅員の歩道の確保」という表現は適切でないため、環境軸ガイドラインを参考に東大和市都市マスタープランの記載に合わせて「快適な歩行空間の確保」と修正します。
5	都市整備局	76 77	4.2 季節感のある植栽の実施 4.4 道路の緑化及び街路樹の適正な管理		道路の緑化や管理の際の考え方については、都道について道路管理者と調整ができていますでしょうか。	本計画の具体的な取組みの主体は市であり、市道が対象になります。なお、本計画では、特に都に取り組みをお願いしたい項目については、「都へ要請」と記載していますが、本項など、この記載がない項目についても、可能な限り、取り組んでほしいと考えています。
6	都市整備局	36	「軸」について		平成19年に東京都で策定した「環境軸ガイドライン」により、新青梅街道（モノレール以西）が環境軸推進地区に、指定されています。貴市の区間は短いですが「環境軸」もしくはこれに似た要素を盛り込む考えは無いからお聞かせください。	似た要素の「軸」として「緑の景観軸」がありますが、これについては市北部の狭山丘陵の緑と市南部の街をつなぐことを意図しているため「環境軸ガイドライン」のモデル地区「新青梅街道（モノレール以西）」は「緑の景観軸」に該当しませんが、この「新青梅街道（モノレール以西）」を含み、本計画では軸とは別に「緑と水のネットワーク」や「歩行者・自転車のネットワークルート」として位置づけています。